

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書

令和元年 12 月 6 日

住 所 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4 番地 1  
事業者名 八戸市交通部  
代表者名（役職名及び氏名）  
八戸市長 小 林 眞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- 当部が保有する乗合バス車両の平成 30 年度末時点のノンステップバス導入率は 39%にとどまっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、3 年間（令和 3 年度末までに）で 70%以上を目標とする。

(2) 旅客支援についての情報提供、教育訓練に関する事項

- 利用者の車椅子等の乗降補助の事前相談を行うための連絡先について、バス待合施設やホームページで広報することにより周知を行う。
- 乗降補助の連絡を受けた際に、乗務員・係員が対応できるようにするための研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	● 3 年間で（令和 3 年度末までに）ノンステップバスを 36 台導入する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子・ベビーカー 利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車椅子・ベビーカー等でバスを利用したことがない利用者のために利用方法をホームページに掲載する。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運賃表示器をデジタル式から液晶型へ更新し、視認性の向上を図る。【平成 30 年度末時点の導入率 33%を、3 年間で（令和 3 年度末までに）100%の導入を目標とする。】</li> <li>● 運賃表示器の情報表示画面を活用し、運行に関する情報の充実に図る。</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両によりスロープの取付方法が異なるため、どの車両でもスムーズに対応できるように、乗務員を対象とした、高齢者・障害者等の方の乗降支援に関する研修を年 1 回以上実施する。</li> </ul>

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺に病院や福祉施設等があり、利用者も多いバス停留所施設に上屋やベンチを設置する。(令和 2 年度)</li> <li>● ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を部内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。</li> <li>● バリアフリー推進のための啓発活動を実施する。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。